

# ICT見守り事業委託事業者募集説明会 質問と回答

| No. | 質問                             |                                                                                                                       | 回答                                                  |
|-----|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
|     | 項目                             | 内容                                                                                                                    |                                                     |
| 1   | 募集要領の「2.業務概要」                  | 契約方法が単価契約とありますが、例えば管理費といった1件当たりの利用料とは別に、明細や報告書の作成等に係る費用をご請求させていただくことは可能でしょうか。                                         | 利用料とは別に明細や報告書の作成等に係る費用の請求は認めていません。                  |
| 2   | 募集要領の「3.予定数量」                  | 「予定数量は1,500台」とありますが、3年間で1,500台という意味か、それとも1年あたり1,500台という意味のどちらでしょうか。                                                   | 後者です。予定数量は実績等により算出した見込の数量ですので、1,500台から前後する可能性はあります。 |
| 3   | 仕様書の「4 委託内容 (1)ICT見守り機器の設置・撤去」 | 「ICT見守り機器は、通信機器が内蔵された機器であり」とありますが、見守りを行う機器と通信機器の1セットでの提案も可能でしょうか。                                                     | 内蔵でなくても、提案参考額の上限1,500円以内かつ事業者が機器の設定を行うのであれば提案は可能です。 |
| 4   | 仕様書の「4 委託内容 (5)事業の周知」          | 「ホームページ、チラシの作成など市民・関係機関への周知に協力すること。」とありますが、費用が発生する場合は協議ということでよろしいでしょうか。                                               | 費用が発生しない範囲でのご提案をお願いします。                             |
| 5   | 仕様書の「4 委託内容 (7)その他」            | 「身寄りがない等、緊急連絡先がない人でも利用できるサービスが望ましい。」とありますが、必須項目でしょうか。                                                                 | 必須項目ではありませんが、市が必要としているサービスのため、対応いただける場合は加点の対象となります。 |
| 6   | 仕様書の「4 委託内容 (7)その他」            | 身寄りがない方に対して、豊中市が通知先となることはありますでしょうか。                                                                                   | 豊中市が通知先となることはありません。                                 |
| 7   | 仕様書の「11 一括再委託等の禁止」             | 「(2) 事業者は、概ね契約金額の二分の一相当以上を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」とありますが、再委託先へ他自治体の分もまとめて再委託している場合は、按分した金額で算出し、それが二分の一以下であれば問題ないでしょうか。 | 問題ありません。                                            |